平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告

１　事業スキームへの反映状況

（１）地域コミュニティ活性化事業
（２）新・消費生活支援事業
（３）風ぐるま（地域福祉タクシー）
（４）在宅支援ホームヘルプサービス
（５）各種健診・がん検診
（６）次世代育成住宅助成
（７）帰宅困難者防災訓練
（８）マンション防災対策
（９）生活環境改善推進
（10）ヒートアイランド対策の推進

２　事業指標への反映状況

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

１　地域コミュニティ活性化事業

■提言１
　各実行委員会を構成する団体の大半は連合町会や各町会である。連合町会や各町会は運営費補助のほか、様々なかたちで補助金を受けているが、こうした二重三重の補助のあり方を効率性の観点から再考することも必要である。
■提言２
　補助金の有効活用には、集合住宅居住者等の関心を喚起することに重点を置いた仕掛けづくりが必要である。その意味において、地域内外を問わず、そうした取組に的確な助言をできる人材が必要である。
■提言３
　審査基準に「広い参加を得られるものであるか」などを加え、行政側でもどのような成果に期待をして補助金を出すのかについて目標を定める必要がある。
■提言４
　自主性を尊重する現在の手法には限界があることを前提に、審査方法等も含め助成のあり方を再考すべきである。例えば、現状では、各連合町会単位で一律の補助になっているが、ある程度競争的な仕組みとすることが望ましい。提案内容に応じて、補助金上限枠を増減する、２年間の期間要件を緩和するなど、メリハリのある仕組みとした上で、全体としては削減の方向で費用対効果を高める工夫が必要である。

（基本的認識）
　本事業のあり方については、平成 21 年度に、地域を代表する団体推薦委員などで構成する検討会を設け、以下の３点について検討結果の報告を受けた。
① 活性化事業は継続して実施していくこと
② 補助対象事業は、「地域の文化・伝統・歴史に関する内容で実施する事業」や、「マンション居住者などで新住民となった方々との地域交流や商店街、区内事業所との連携を促すもの」で、地域コミュニティ形成に寄与するものとすること
③ 運営体制は、「連合町会を中心とした地域の様々な組織体と連携した実行委員会」とし、特にマンション居住者や区内大学、ＮＰＯ・ボランティアなど地域組織の参加を促すこと

　この報告を受け、区としては上記の見直し内容について、平成２１年度事業から順次適用することとした。したがって、今回外部評価委員会から「各実行委員会を構成する団体の大半は連合町会や各町会である」とのご指摘に関しては、区の認識とも基本的に合致するものであり、連合町会や町会に補助が偏ることのないよう、実行委員会の立ち上げの際に、上記検討会報告の趣旨に沿って NPO やボランティア団体など、地域組織の参加率を高めていくよう要請を行っていく。
　また、連合町会や各町会が二重三重の補助金を受けているとのご指摘に関しては、区としても、町会補助金のあり方については大きな課題と考えていると

ころであり、平成 24 年度に検討を行う予定である。

（地域住民の関心喚起）

マンション関係者や地域のイベントに識見を有する方に審査委員に加わっていただいており、審査会において実行委員会からの事業説明の際、実施にあたっての周知方法などについて提案をしていただいている。

このように現行の事業運営の中では、計画段階での審査において、集合住宅居住者の関心を喚起する PR 方法等について助言をするような仕組みを整備しているが、今回外部評価に先立ち実施した区民アンケート調査における認知度（25.0%）を見ても、実際にこうした仕組みが地域住民の関心喚起に寄与していない可能性があるので、この点は今後の検討課題としたい。

（区の期待する事業効果）

審査基準には、すでに「地域内外への発信、発展性のある事業かどうか」「地域の参加の輪が、昼間区民や来訪者へと広がりのある事業か」などを明示しており、「広い参加」を得られるかについて審査を行っているところである。

しかしながら、こうした基準を用いて審査しているにもかかわらず、実行委員会の構成などを見ると必ずしも地域を越えた広い参加が得られているとは言い切れないと考えている。

したがって今後は、本事業により実際に地域を越えた交流が促進されたか、新しい地域リーダーの掘り起しが進んだかなど、一定の成果や目標値を示すなどして、本事業を通じて区として期待する効果についても審査委員に明確に示し、補助金を支出する妥当性を高めたいと考えている。

（費用対効果を高める工夫）

連合町会を中心とした実行委員会の企画提案を受けて一定の補助金を支出する現行制度については、地域が提案すること自体を重要視する運用を行ってきたことにより、不採択となった事例がなく、提案を練り上げるプロセスにおける人材発掘にも影響が出てきていると考えている。こうした考えのもと、「競争的な仕組み」の導入については、区も必要性を感じており、今回の提言を受け平成 24 年度中に検討することとした。

例えば、現行制度では提案期限を設けず、内容がまとまった時点で提案の審査を行うかたちとなっているが、新たに一定の応募期間を設定し、提案された事業について同時に審査を行った上、上位の評価を得たものから予算を配分するなど、様々な方法があると考えている。

ただ、現行の「２年」期間要件の枠については、平成 17 年度から、地域の企画立案に十分な時間が確保できるよう検討した結果２年間で１サイクルとしたもので、区としては現行制度の骨格にあたる部分と考えており、慎重に検討を進めていきたい。なお、現在でも、2 年以上にわたる事業のうち、今年度実施する事業部分のみの提案をされることがあるが、３年目以降については財源の裏付けがないことが多く、審査の参考にとどめている状況である。

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

２　新･消費生活支援事業

■提言１
　「区内消費喚起」と「商店街活性化」という２つの課題を１つの事業で解決するという事業目的の設定には無理がある。事業目的や対象等について再検討する必要がある。
■提言２
　商店による懸賞ハガキの負担総額 1,315,000 円【263,000 枚×5 円】と比較して、区が準備する賞品総額２千万円がかなり高い現状は、区内商店・商店街に対する過度な支援との印象を受け、効率性の観点からも改善が必要である。
■提言３
　本事業においてスタンプカード等は加盟店の営業時間中に利用する必要があるが、この時間帯に区内加盟店で買い物ができる区民は限定されており、「消費生活支援」を目的に掲げるのであれば、公平性の観点から事業を再検証する必要がある。また、「商店街がどのような状態になればよいのか」についての視点を明確にした上で事業計画を策定し、予算付けを行う必要があり、あるべき状態から見た事業の再検討が必要である。
■提言４
　こうした検討の間の経過的措置として、例えば、数年スパンで加盟店数や交換率等を高めるための改善を行い、商店街の満足度等の実地調査を合わせ行うことで、その結果等も踏まえて、縮小又は廃止も視野に入れた抜本的な見直しを行うことが望まれる。

（基本的認識）
　これまで区は、区内商店街での消費喚起を促すことが、地域経済の屋台骨である商店街の活性化につながるものとして事業を推進してきたところである。
　しかしながら外部評価委員会の指摘にあるとおり、スタンプカードの配付のような本事業の内容は、本来は商店街自らが行うべきであると考えている。
　そこで平成 24 年度より、本事業の目的を「区内消費喚起」に限定するとともに、本事業の対象者を区内商店・商店街での消費行動が比較的多い 65 歳以上の高齢者と、日用雑貨等の購入頻度が高いと思われる 18 歳未満の子ども（子育て世帯）に絞り込むこととする。

（商店・商店街の負担のあり方）
　懸賞ハガキ事業に関して、区が準備する賞品総額に対する商店の負担総額が過小であるとの委員会の指摘については、区も従前から改善の必要があると認識していた。そのため、これまでは区が商店街活性化の起爆剤となるよう、その下支えとなる考えで実施してきたが、商店街自らが主体的に取り組む意識をあらためて醸成させる考え方に整理した。

そこで、平成２４年度より懸賞ハガキ事業の賞品予算は半減することとした。この見直しに当たっては、賞品単価を抑えるなど、賞品数を極力減らさない工夫をすることで事業効果を損なわないようにしていく。

なお、同様の考えにより、スタンプカード事業においても事業者負担導入の方向で具体的な方策を検討したが、現行の紙ベースによる押印方式では事業者負担の公平性を担保することが困難な状況であることがわかった。そのため抜本的な見直しについては、現在、民間主体で導入を検討している「共通ポイントシステム」（別紙１参照）の動向を踏まえて、平成２４年度以降の検討課題とする。

（商店街のあるべき姿と今後の方向性）

区民の消費生活支援を目的とする本事業のスタンプカード等は、本来全ての区民が同じように利用できるものであるべきであり、加盟店の営業時間による制約により平日昼間に地域にいる一部の区民しか利用できないという制度上の制約は課題と考えている。

そこで、公平性の観点から、加盟店の増設を図ることによって、少しでも区民に使い勝手のよい仕組みに改善していくこととする。

具体的には、民間主体で導入を検討している「情報配信システム」（別紙２参照）を活用して、加盟店の店舗情報を優遇して配信するなど、加盟店になることのメリットを設けていく。

なお、本来であれば、商店街自らが主体的にお客を呼び込むような自助努力を行い、それを区が側面から支援していくようなかたちが商店街のあるべき姿であると考えられる。したがって、優れた民間主体のスキームに対し、区がその基盤整備をサポートしていくというスタンスが望ましいと考えている。

こうした考えのもと、現在、民間主体による顧客獲得のための「情報配信システム」（既述）の導入を検討しているところである。

本システムにより、集客するための店舗情報（割引クーポンなど）を配信していくことで、ユーザー登録者と参加店舗を増やしていき、一定程度の条件を満たした段階で、ポイントシステムへの移行について再度検討していく。

なお、当面は交換率や加盟店数を高める方策として、事業の付加価値を高めるとともに、それを認知してもらうための PR を徹底することが重要であると考えている。

具体的には、①他部局との連携による行政情報の提供（H２３･防災用簡易トイレの配付）、②被災地応援キャンペーンの導入、③「情報配信システム」を活用した事業 PR の充実と加盟店舗の拡大、などを実施していく。

別紙 1

事業主体：千代田区商店街連合会

千代田区商店街振興組合連合会が取りまとめ主体者、実行責任者となり、
千代田ICカードサービス共通基盤を構築することで、
産学官民の様々な事業社が相乗りできる、地域活性化サービスの展開が可能となる。

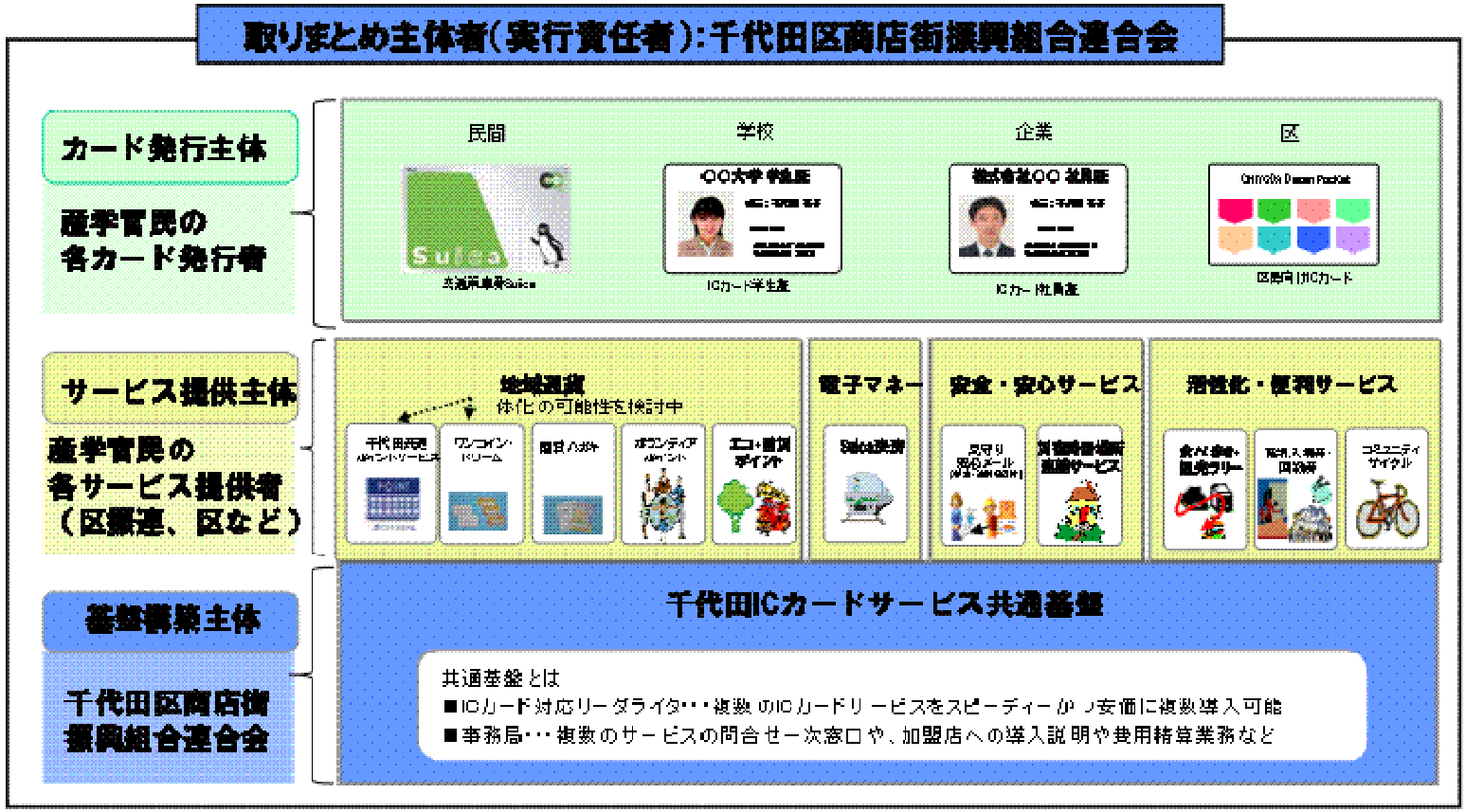

※既存または新規発行されるFeliCaポケット搭載ICカードには、ポイント、クーポン、スタンプラリー、クローズドマネーなどの複数のサービスを利用する事が可能です。
※Suicaカードの利用は現在検討段階です。

別紙　2

■全体フレームと内容案

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

３　風ぐるま（地域福祉タクシー）

■提言１
　現在の運用は「地域福祉タクシー」という名目を持ちながら、住民の足を確保するためのコミュニティバスとしての実態を有しており、本事業を実施する社会的意義をあらためて見つめ直す観点から、事業の目的と対象（利用者、ルート、料金等）を今一度整理する必要がある。
■提言２
　交通機関が著しく発達した千代田区において、そもそも高齢者や障害者以外の区民の移動手段を、区が確保することが有効であるかといった点について、あらためて検証し、事業対象やルート、利用料金等の抜本的な見直しを図る必要がある。
■提言３
　区では、高齢者・障害者・妊婦・未就学児連れの保護者などの交通弱者の移動手段を確保する目的で無料乗車証を発行しているが、運行ルートや日数・便数の拡大に伴い無料乗車証の発行件数が増加しており、財政負担が膨らんでいる。現行無料乗車証の発行要件の一つとして、６０ 歳以上の区内在住者が一律対象となっているが、「元気な高齢者」はたくさんおり、徒歩や自転車による移動等を高齢者の健康増進の一つと考えれば、高齢者を一律に無料乗車証の交付対象とすることについては、再考の余地があると考えられる。
■提言４
　区では「福祉タクシー券」を発行しており、平成 22 年度の発行人数は 897 人となっている。こうした他の関連事業による支援も行われている現状を踏まえると、無料乗車証ありきではなく、一律 100 円程度の利用者負担は、許容されるのではないか。
■提言５
　福祉施設への運行等に目的や対象を限定して無料乗車証を発行するなど、本事業の目的に沿った利用料金のあり方を検討するべき。

（基本的認識）
　風ぐるま（地域福祉タクシー）は、これまで、事業開始当初の「施設巡回バス」から福祉施設利用者のみを対象とした「福祉バス」へ、そして誰でも利用できる「乗合便」へと移行してきた経緯がある。また、「乗合便」になってからは、徐々に路線・運行ルート・便数・無料乗車証の対象を拡大してきた。
　こうした路線等の拡大・発展の経緯や地域の誰もが利用できる現在の風ぐるまの仕組みからすると、外部評価委員会の指摘のとおり、確かにコミュニティバスの性質を有しているといえる。
　しかし、利用者の大半は高齢者・障害者等（無料乗車証利用者）であり、現在のところ、事業発足当初からの「地域福祉タクシー」という位置付けを見直す考えはない。

ただ今後に向けては、本事業の社会的意義をあらためて整理し、現状のサービス内容を再検証することは必要であると考えている。

（利用料金・対象者・ルート・の見直しについて）

現行の「誰でも乗車できる」利用形態は区民に定着しており、見直しにあたっては区民等をまじえた議論が必要である。そこで区民・学識経験者・事業者などで構成する検討会を平成 24 年度に設置する。この検討会において、本事業の目的、利用対象者の範囲をあらためて整理し、利用料金、無料対象者の範囲、無料乗車証の有効期間等について検討し、同年度中に一定の結論を出す。

その際、現行の 60 歳以上の高齢者は一律無料という仕組みは再検討する必要があると考えており、この検討会の中で見直しを検討していく。

なお、ルート改正については、頻繁な改正はむしろ利用者にわかりにくく混乱を生じさせるおそれがあるため、平成 27 年度に予定している「（仮称）高齢者総合サポートセンター」の開設に合わせて見直しを行う予定である。

（利用者負担について）

「福祉タクシー券」は障害者を対象として交付しているものであるが、障害者の方には、ＪＲや民営鉄道の運賃が半額、都営交通でも無料乗車証を交付するなどの配慮がなされており、風ぐるまでも同様に手厚く支援を行っているものである。

既述のとおり、60 歳以上の高齢者を一律無料とする仕組みは、財政負担増大の観点から現在は再検討する必要があると考えているが、そもそも本制度で 60 歳以上の高齢者を無料としたのは、外出機会の誘導による引きこもりや介護予防という政策的な意図によるものである。

また、「福祉施設への運行等に目的や対象を限定して無料乗車証を発行する」とのご提言については、以前実際に高齢者・障害者施設等の利用者に限定して無料乗車証を発行したことがある。しかし、一般の利用者にとって仕組みがわかりにくく使いづらかった（例：同行者の一方が無料で一方が有料になるケースや、同じ人でも、あるルートは無料で他のルートでは有料になるケースなど混乱をまねきやすい）ため、わかりやすい現在の方法に至っている。

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

4　在宅支援ホームヘルプサービス

■提言１
　本事業は、待機者の中でも、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化するなど、要介護度の認定と実態が乖離してしまった結果、介護保険制度による居宅サービスの利用限度では十分なサービスを受けられないような待機者にこそ利用されるべきである。
■提言２
　要介護度が比較的低い、自立や要支援１・２、要介護度１・２などの登録者の利用が認められるケースは、より限定的に考えるべき。
■提言３
　ケアマネージャーの判断という利用者ニーズを第一にしたやり方では、利用者の公平性や納税者負担という観点からは好ましくない。認定後の被介護者の状態の急速な悪化又は改善により、認定時点の要介護度と実態に乖離がないか、真に必要なサービスが提供されているかといった視点から、行政側が、ケアマネージャーが作成した個別のケアプランの検証を行う必要がある。
■提言４
　現行の利用者負担額は、かかった費用の１割となっているが、民間サービスを利用した場合の１０割負担と比較しても、２～３割程度の自己負担割合の見直しは検討すべき。
■提言５
　要介護認定で「自立」と認定された人への生活援助サービスのあり方（１割負担）については、介護の必要性と負担の公平性という観点から再考すべきである。
■提言６
　区が言うように「介護保険制度によるサービスだけでは在宅介護を支えることが難しい」ため、介護保険の「上乗せサービス」として本事業を実施するというのであれば、「自立」以外の認定を受けた人も含め、自己負担割合を上げた場合の影響や効果等について調査を行い、調査結果に応じた自己負担額の見直しを検討する必要がある。
■提言７
　（自立支援も、負担軽減も）重要な目的であることは間違いないが、区が主としてどちらの目的を重視しているのか、どちらも目的としており自立支援のためには介護者の負担軽減が欠かせないという立場に立っているのか、この点を明確にし、高齢者介護のあり方としてどのような状態が望ましいのかという視点から事業を検証していく必要がある。

（基本的認識）
本事業は、ひとり暮らしで心身に障害、高齢者のみ世帯で介護者が虚弱、介護者の不在などの事情により、全国一律の基準による認定限度では不足する場合に、在宅介護を支援する制度である。特に、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方が、高齢者人口の３分の２を占めるなど、家族の介護力が高いとはいえない千代田区の地域特性に配慮するとともに、施設と在宅の格差是正を図るため、全国一律以上の介護サービスを提供するものであり、千代田区を除き同様の事業を行っているのは、23 区中３区（中央・墨田・渋谷）のみである。
地域特性から介護サービスへのニーズが高い状況がある一方で、利用者からみると、現状の介護保険制度では、まだ、在宅サービスより施設サービスの方が充実している状況がある。そのため、施設と在宅のバランスのとれたサービス提供の観点から、その格差を是正するために設けた制度であり、外部評価委員会からの指摘にあるような「認定とその後の実態の乖離状況にある（施設）待機者」へのサービスに限定した事業とは区は考えていない。
しかしながら、今回の「介護保険の要介護度認定時と実態に乖離が生じ、保険内の居宅サービス利用限度では十分なサービスを受けられないような待機者にこそ利用されるべき」という提言は、今後の介護需要増大を踏まえ、財政負担の観点から、対象者の見直しを含め検討する必要があると考える。

（介護度の低い登録者への制限）
本事業では、介護度の低い自立～要支援２までの方には生活援助のみのサービスに限定し、利用時間数も週 2 時間までと低く設定するなど、介護度の低い登録者への制限を設けている。ただ、同様の事業を行っている 3 区（中央・墨田・渋谷）と較べても、「自立」を対象としているのは本区のみであり、このような要介護認定非該当や要介護度の低いケースを対象外とする、あるいは利用者の負担割合を上げる等の利用制限のあり方については、あらためて整理すべき課題であると考えている。
特に要介護認定非該当の「自立」のケースに対する利用制限のあり方については、現在、自立認定者の利用率が全体の５％程度と低い状況にあることも踏まえて、自立認定者へのサービスの効果や必要性、負担割合の公平性に対する検証等を進めていく。

（審査・検証方法）
本事業の利用申請は、ケアマネージャーが基本情報、サービス利用票、アセスメント概要など介護保険サービス申請時と同じ資料（ケアプラン等）を提出して行っている。さらに、認定後の被保険者の状況変化や上乗せサービスである本事業を利用することを含めた今後の介護サービスの利用のあり方について、担当医師・介護サービス担当者・本人・家族等で話し合った担当者会議の議事概要や、本人の身体的状況が詳細に書かれた書類を確認したうえで、必要に応じてケアマネジャーに確認し、本事業の利用が妥当か判断している。
こうした審査方法により、区としては申請内容の検証を行っているが、今後

も適切な検証方法を検討する。

（自己負担割合について）
　本事業は、施設と在宅の格差是正の観点から、サービス開始当時から介護保険と同じ１割負担が妥当との認識で実施している。
　しかし、利用者の増加による財政負担が懸念される中では、「自立以外の認定を受けた人についても自己負担を上げた場合の影響や効果等について調査を行い、自己負担額を見直すべきである」という委員会の提言も踏まえた検討を行っていく必要があると考えている。

　本報告書において検討する（「検証する」「整理する」等を含む）とした事項は、平成 24 年度中に区内部で検討し、介護保険運営協議会（※）において、意見をいただき、区の方向性を定めていく。

※介護保険運営協議会
　介護保険事業の円滑な運営のため、区長の諮問に応じ、介護保険事業計画に関すること、介護保険サービスの円滑な提供と適切な利用の促進に関すること、苦情相談状況の報告に関すること及び介護保険の運営に関して区長が必要と認めた事項を審議し、その結果を区長に答申するほか、当該事項について区長に意見を述べることを目的に千代田区介護保険条例の規定により設置された協議会

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

5　各種健診･がん検診

■提言１
　健（検）診の必要性を認識していない区民や、多忙などの理由で受診が困難な区民に対して、告知のみで受診を促すには限界があることから、受診率を高める上での仕組みの根本的な課題を抽出し、検討する必要がある。その際、健（検）診が疾病予防や何らかの治療や要再検査の判断につながったケースについて、区民が実感できるよう統計的に把握し、公表することや、例えば、集団健（検）診の導入などの新たな取組による受診率への影響など、他自治体の事例も検証する必要がある。
■提言２
　結果的には「受診率の向上」が目的となるが、未受診理由をアンケート調査し、確実に受診率を高めていくための「仕組みづくり」がより重要となるはずである。しかし、区の評価を見ると、「受診期間を長くした」等と記述されているのみで、その結果どのような効果があり、また、課題が浮かび上がってきたのかといった仕組みづくりへの検証が行われていない。
■提言３
　今後は、受診率向上のため、医療機関や事業者、地元団体やＮＰＯ、区役所内他部署など横の連携を一層強化することが重要である。
■提言４
　健（検）診は、基本的には区の指定医療機関においてのみ受診可能であるが、国保加入の多くを占める自営業者の受診率を効果的に高めていくためには、健（検）診に時間を要する指定医療機関だけでなく、地区・地域ごとに日程を分け、健（検）診車両による巡回集団健（検）診を行うというような、新たな健（検）診機会の提供等も検討する必要がある。

（基本的認識）
　健診受診率の向上のためには、健康診断の際にがん検診が同時実施されていることが効果的であるといわれている。この点、千代田区ではすでに、胃がん、肺がん、大腸がんについては同時実施を行っているところであるが、例えば、今回の外部評価委員会からの提言にある健診車による集団健診を導入すると、胃がん検診との同時実施ができなくなってしまい、医療機関での健診と同様の内容を確保することができない事態となるなど、受診率向上への取組みは判断が難しい。
　しかしながら、区民にとって、健診を受診することの利点を実感するケースとして、がん検診によるがんの早期発見が考えられる。そこで、平成 24 年度からは、がん検診の精密検査結果文書料を設定（※）することにより、検診の精度管理とともに検査結果の早期把握につとめ、早期発見して治療につながっ

た方の体験談などを作成して、区民に PR していく。
　こうして検診実施機関におけるがん検診の精度管理強化に対する協力要請を強めることが、健（検）診の受診率向上に向けた「仕組みづくり」再検討の際の一助となると考えている。

※精密検査結果の文書料の設定について 　現状では、医療機関からの精密検査の結果報告書の返送は非常に少なく、そのため精密検査結果の個別把握ができていない状況にある。文書料を設定することにより、医療機関からの精密検査結果報告の増加が期待でき、これにより区においても、がん検診の結果、がんの早期発見・早期治療につながった方の把握がしやすくなることから、体験談等の作成も可能となると考えるものである。

（受診期間の通年化について）
　受診期間を通年化することにより、受診できる期間を長くしたことは、現段階では必ずしも受診率の向上に繋がっていない。
　しかし、例えば社会保険加入者で、健診を住所地の医療機関で受診できる場合には、受診期間を通年化したことにより、各人の属する保険組合の実施する健診と同時に、上乗せ検査項目を対象とした区民健診も受診することが可能となり、一度の受診で双方の検査を受けることができるようになった。
　また、誕生月の違いによる受診可能期間に違いが出ないようにする（従来の「誕生月健診」では誕生日の月に受診）など、受診期間の通年化には一定のメリットがあることから、今後も継続していく。
　なお、通年化が受診率向上に結びつかなかった理由として、考えられる可能性としては、多忙のため健診受診の機会がなかったということや、健診への関心があまり高くないといったことがある。今後は、受診率の向上のために、健診の必要性・重要性を勧奨していくとともに、利便性を高める方策として、休日健診等の医療機関への働きかけなどを推進していく。

（受診率向上のための連携強化）
　現在も、対象者への個別通知に加え、広報やホームページ、町会等区民団体等へのチラシ配布や区の保険年金課からの通知の際などに健診のご案内をしているところであるが、事業者等へのさらなる受診勧奨策について、平成 24 年度実施に向けて検討していく。

（今後の事業改善策）
　千代田区では、区内徒歩圏内に医療機関が多数あり、健診車を導入した巡回健診にそぐわない地理的状況にあること、国保加入者の多くを占める自営業者については業態により土曜日も営業していることから、平成 24 年度に日曜健診の実施が可能であるか検討する。
　また、がん検診のうち乳がん検診については、検診の受け皿が限られていることから、休日や集団の実施による検診枠の拡大を図る。このため、平成 24 年度予算に乳がん検診のマンモグラフィー車借上げを計上した。

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

6　次世代育成住宅助成

■提言１

本事業の助成対象は、経済的理由等による住宅困窮者とは異なり、必ずしも住宅需要が切迫している世帯層とはいえないため、行政（公共）の対応をどれだけの区民が必要とし、また、成果を得られるものであるかという点については再検討が必要である。

■提言２

「若年ファミリー層の増加による人口バランスの改善」という事業目的を一層明確にした上で、区民ニーズを的確に捉えた行政サービスを提供するという観点から対象や手法をあらためて検討し、住民に周知し、合意を得るという取組みが重要となる。

■提言３

事業効果を発揮する以前の問題として、本事業の認知度が低い（認知度約２８.１％）ことも課題であり、費用対効果を改善するためにも、事業の目的や制度の周知を図るとともに、その周知方法も工夫する必要がある

■提言４

実績を見ると年間５０件の新規助成枠を実績が大きく下回っている。周知方法の工夫のみならず、そもそもの助成対象や条件についての区民ニーズの把握・検証が必要である。

■提言５

本事業の目的の一つである世代間共助や地域コミュニティの活性化を成果として担保するため、「世代間共助」や「コミュニティへの参加」を助成要件にすることも検討すべき

■提言６

本事業の財源には開発協力金を充当しており、区民の直接的な負担はないものの、助成対象となる世帯が限定的であることから、本事業の対象となる新婚・子育て世代とそれ以外の世代の区民との公平性については検証や、開発協力金をどういった優先順位でどの事業に配分するのか、助成方法は適切かなどをあらためて検討する必要がある。

■提言７

今後は、対象が限定される直接的な家賃助成にとらわれず、幅広く若年ファミリー世帯が区内に住み続けられるよう、税負担の軽減など、定住へのインセンティブを高めるための支援の対象や方法の見直しを検討することも必要である。

■提言８

現行の家賃助成の手法を継続するにせよ、これにとらわれず定住促進の環境整備などの支援に移行するにせよ、例えば、現行の家賃補助額を増減又は廃止した場合等の若年ファミリー層の人口増減への影響などを検証し、より事業効果の高い条件設定を行う必要がある。

（基本的認識）

本事業は、助成制度というメニューを用意することで、一定の所得がある新婚世帯・子育て世帯が親元近居のライフスタイルや区内での定住を選択することを後押しするものである。低所得層を対象にした福祉的な住宅施策と比較すると、行政の対応が必要とされる度合いが相対的に低いことは確かであるものの、本事業の利用世帯数が着実に増加している状況もある。

今後は、平成 24 年度に広くアンケート調査を実施することでニーズの把握に努めることとする。また、平成 24 年度より定住状況についての追跡調査を実施し、成果の把握を行いながら事業を推進する。

さらに、平成 25 年度に予定している『千代田区第三次住宅基本計画』の策定の中で、他の住宅施策との関連等を踏まえながら、本事業のあり方など抜本的な見直しを行う。

（PR 方法について）

本事業の PR 方法は、現在、他の様々な事業と同様に、担当窓口や区のＨＰ・広報紙での制度周知が中心である。本事業は住み替えを前提としているため、平成 24 年度以降は、担当窓口だけでなく転居・転入の手続きを行う総合窓口や各出張所での周知を強化する。

また、不動産仲介業者との連携による周知や、ニーズ調査のためのアンケートの中に制度周知の要素も盛り込むなどして、周知方法も工夫していく。

（助成要件について）

平成 24 年度より住居についての要件を一部緩和し、より利用しやすい制度にする。具体的には、マイホームに住み替える場合の住居専有面積要件を緩和し、賃貸とマイホームで共通の要件を適用することとした。

また、住み替え先の住居の家賃・売買価格の上限を撤廃し、利用世帯の選択の幅を拡げることとした。

これらの改善に加え、平成 24 年度にアンケート調査を実施して区民ニーズの把握・検証を進め、平成 25 年度に予定している『千代田区第三次住宅基本計画』の策定作業の中で助成対象や諸要件の抜本的な見直しを行っていく。

（事業目的の明確化）

「世代間共助」や「コミュニティへの参加」は本事業の目的の一つであるものの、コミュニティ活性化等に対して一住宅助成制度という切り口からどこまで踏み込むべきかについては議論が必要であると考えている。

現行制度では、町会加入を要件としているが、町会活動に実際に参加していることまでは要件としていない。

今後は、より多くの利用世帯が「町会活動に参加したい」「地域コミュニティに貢献したい」と思えるような取組みが必要であると考えており、そうした取組みとともに町会活動への参加を助成要件とすることについて、平成 24～25

年度中に町会等関係者の意見を聞き、平成 26 年度予算への反映を目標に検討していく。

（開発協力金について）

現在、開発協力金はその趣旨に基づき、次世代育成住宅助成や借上型区民住宅の管理運営など、中堅所得層や新婚世帯・子育て世帯を対象とする施策に充当されている。

今後は、平成 25 年度の『千代田区第三次住宅基本計画』策定に向けて、開発協力金制度や住宅付置制度のあり方を議論するとともに、一連の住宅施策の中での本事業の位置付けを明確にしていく。

ご指摘のあった「対象となる世帯とそうでない世帯の間の公平性」についても、本事業だけでなく区の住宅施策全体の議論の中で検証する。

（定住へのインセンティブを高める支援について）

区はこれまで、区民住宅等の直接供給的な施策にしても、住宅助成事業にしても、特定世帯を対象とする住宅施策を展開してきた。

平成 25 年度の『千代田区第三次住宅基本計画』策定にあたっては、住宅施策全体のあり方を議論する中で、より幅広い世帯にアプローチすることで千代田区での居住を選択してもらうための施策や、長期に渡って区内に定住することのインセンティブを高めるための方策も検討していく。

なお、ご指摘のあった「税負担の軽減」については本事業を超えた区政全体の課題であると考える。

（本事業による効果の検証）

平成 26 年度予算への反映を目標に、平成 24～25 年度にニーズについてのアンケート調査や利用世帯の定住状況に関する追跡調査を実施し、制度の実効性分析に取り組む。

また、PDCA サイクルの中で事業継続の是非を定期的に検証し、継続する場合の要件や助成内容の見直し等も定期的に行っていく。

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

7　帰宅困難者防災訓練

■提言１

３月１１日に発生した東日本大震災の体験から、人々の防災意識は高まりつつあり、年に一度の防災訓練をさらに有効に機能するよう検討する必要がある。また、実施手法についても、震災時に訓練の成果を有効に活かすため、具体的な場面設定に基づく実践的な訓練とする必要がある。

■提言２

３月１１日の大震災を通じて明らかになった本事業の課題についても、十分に検証され、事業の見直しに反映される必要がある。

■提言３

本事業は、地域協力会を通じての事業であることから、地域協力会の活動やその活動を通じて事業所間のつながりが形成されることは、本事業の中間的な効果の一つと考えられる。その意味で、有効性を評価するためには、地域協力会や所属する団体の意識や活動状況に関する情報の把握・分析が重要である。

■提言４

全区一斉に大規模で行うことにこだわらず、地区ごとの特性や実情に配慮した開催とすることなどにより、地区の訓練参加者（企業）を増やし、その地区の特性に応じたきめ細かな想定に基づく実践的な訓練を行う方が、費用対効果が高まると考えられる。

■提言５

平成２２年度は、訓練及び設営の委託料の減少により、全体のコストが下がっている。区によると、委託内容は不変とのことであるが、落札額（コスト）が下がった要因を分析し、次年度の入札に活かすことにより、費用対効果の向上につなげることが必要と考えられる。

■提言６

訓練への参加による防災意識の啓発は重要ではあるが、イベント形式による意識啓発では、その効果に限界がある。今後は、個々の地域協力会の活動や連携を活性化するための方策を検討することが望ましい。

■提言７

震災時は、想定を超える事象が発生する可能性が高いので、実際の災害においては、むしろ、民間レベルでの臨機応変な対応が求められると考えられる。その意味で、日常的に、企業等にそれぞれの状況に応じた対策を求めていくような地道な取組と合わせ、その実践確認の場として本事業を位置づけていくような工夫が必要である。

■提言８
　区民向けの災害訓練と帰宅困難者の訓練は同一の災害時に活かされるべきものであるため、地区ごとの特性や実情に配慮したかたちで同時に開催することも検討すべき。
■提言９
　区は、外国人留学生の参加を意識啓発の面から評価しているが、むしろ、言語が異なる人々への対応等、運営側の認識を新たにする機会と捉えて訓練方法の改善を図るべきである。そうした点で見れば、大規模商業施設の協力などを得て、旅行客など来街の帰宅困難者を含めた訓練の必要性も生じてくる。
■提言 10
　帰宅困難者対策については、帰宅途中の余震による被害を避けるため、「職場や学校にとどまるなど無理して帰らない」という方法も考えられる。区としてこうした方法を重視するのであれば、別の効果的な対策も検討する必要がある。

（基本的認識）
　東日本大震災を受け、帰宅困難者問題が認知されたことから、平成 23 年度の訓練からは、帰宅困難者の支援に主眼を置き、①無線機を活用した情報受発信訓練、②帰宅困難者への情報提供等支援訓練、③帰宅困難者対策地域協力会及び帰宅困難者受入施設との連携訓練、④帰宅困難者受入施設における運営訓練、⑤帰宅困難者に対する防災意識の普及啓発等、これまで以上に具体的な設定に基づく実践的な訓練に移行する。
　その他実践的な対応の一例として、区はこれまで、帰宅困難者避難訓練において「あわてて帰宅しない」ことについて普及啓発してきたところであるが、平成 23 年度の訓練からは、東日本大震災の際の教訓を生かし、あえて「徒歩帰宅訓練」を廃止することとした。今後も「あわてて帰宅しない」等については、あらためて普及啓発していく。
　防災意識の啓発を図るためには、多数の訓練参加者を募る必要があり、そのためにイベント形式も取り入れて訓練を実施してきたところであるが、今回の外部評価委員会の提言にあるとおり、その効果には限界があると認識している。その意味において、「自分の身は自分で守る」いわゆる自助の重要性について、あらためて啓発する必要があると考えており、平成 23 年度の訓練では、より幅広い多数の参加が得られるよう「一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）」を実施する予定である。この訓練は、決められた日時に家庭や事業所等で地震直後の身体防御行動（テーブルの下に入る、家具から離れるなど）を取り、その後、各自が独自の訓練等を行うものである。訓練会場に行く必要もなく、誰もが気軽に参加できることから、広範な意識啓発、自助の促進につながることが期待できる。
　なお、こうした啓発は区のみならず、他区や東京都等と連携をとりつつ、広域的に行っていく必要があると考えている。

各地域協力会においても、発災当日の状況及び地域協力会としての今後の方向性について、これまで複数回にわたり会合を開き、各会員から意見を出し合っており、区や防災機関との連携、４つの地域協力会との相互連携等、実態に即した活動について検討を進めている。

さらに一定規模以上の企業には、自衛消防訓練を実施することが義務付けられており、区としても条件を満たした企業に対して、備蓄物資の助成等を実施するとともに、パンフレットやホームページ等により「３日分の備蓄」「あわてて帰宅しない」等、自助努力をお願いしているところである。

（訓練会場・実施時期等）

平成 15 年度から実施している帰宅困難者避難訓練は、メイン会場を１か所設けるほか、各地域協力会が地域の特性に応じた独自の訓練を企画し、実施してきた。訓練の一部を全区一斉に実施することは、他機関との情報受発信訓練や協働した訓練を実施することができ、関係機関間の横断的な連携を図ることができるため必要であると考えている。

平成 21 年度は秋葉原駅周辺をメイン会場とし、メイン会場は秋葉原駅周辺２か所に会場を設営したが、会場が分散されていたことにより、訓練会場全体が把握できないとの意見があったため、平成 22 年度はメイン会場を設営面積等の縮小により集約したことにより、競争入札の結果、会場設営費が下がった。

実施時期については、帰宅困難者防災訓練は、対象が昼間区民となるため、平日昼間の開催が求められる。

一方、区民向けの防災訓練は、参加者を募るためには休日に実施することにより効果が得られるものであり、両者の訓練の同時開催は困難であると考えている。

ただし、委員会の提言にあるとおり、災害は同一時期に発生することから、区民向けの防災訓練時においては帰宅困難者対応を、帰宅困難者の訓練時においては区民対応を想定することにより、両者の訓練を関連付けていく。

多言語に対応した訓練については、平成 22 年度においても、「多言語支援センター」を設置し、外国人への対応や防災意識の啓発を図る訓練を実施したところであるが、平成 23 年度については、民間施設の協力を得て、帰宅困難者の受入れ及び受入施設の運営訓練を実施する予定であり、より実践的な訓練に移行することになる。こうした訓練の性質上、多言語対応についてはスタッフが限られてくることから、協力体制の構築も含め、今後検討していく。

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

８　マンション防災対策

■提言１

「マンションの防災対策」という視点で見た場合、分譲マンションのみが対象となっているなど、本事業の対象は限定的であり、他の関連事業との連携が重要となる。「マンションにおける自主的な防災対策の推進」という本事業の目的が妥当であるとしても、例えば、賃貸マンション居住者やマンションに居住していない区民への支援はどのように考えるのかなど、現在の目的の中でも、対象の整理が十分行われているとはいえない。このため、事業の目的を再検討する中で、助成の対象要件等を明確化する必要がある。

■提言２

多様な集合住宅の形態がある中で、なぜ「（分譲）マンション」という形態のみを対象としたのか、より合理的な説明が必要である。

■提言３

区は、平成２２年度の実績が少ないのは、町会への加入が条件となっているなど、対象要件が厳しいことが要因の一つと分析しているが、こうした厳しい要件のもとでも、３月の震災以後の実績が増加していることから、AED や備蓄物資に対する潜在的なニーズはあったと考えられる。その意味で、これまでの区民ニーズの把握方法や事業周知手法の有効性が必ずしも高かったとはいえず、この点改善の余地がある。

■提言４

防災対策として確実に役立つと考えられるエレベーター内非常備蓄キャビネットの配付が、自主的な防災対策を促すきっかけとして、どれくらいの効果を持つのか把握し、検証することも必要である。

■提言５

配付条件が厳しく、普及のハードルが高いため、防災対策に十分な機能が果たせていないことは課題である。

■提言６

AED は災害時だけでなく日常で発症する心筋梗塞等にも対応するものなので、AED 貸与については、「マンション防災対策」というよりも、救命救急の観点から、救命講習とあわせるなど、別な事業として展開した方が効果的と考えられる。

■提言７

AED の利活用の事例を把握し、実際の救助の現場で、どれくらい有用なのかといった検証を行う必要がある。

■提言８
　区民アンケート調査によると、認知度は 19.8%と 10 事業中最低であり、評価も 20.4%と、10 事業中３番目に低い。その意味で、広報活動の効率性が低く、助成要件が厳しい点などは、改善が必要と考えられる。
■提言９
　現行スキームでは、配付に一定の条件を課しており、その条件を満たすマンションには限りがあるとはいえ、AED リース代には継続的な費用がかかると考えられる。一方で、町会に入っていないなど、助成要件を満たさないマンションや、すでに自己負担で同様の対策を行っているマンションとの公平性の問題が残る。こうした公平性の担保とあわせ、今後は、震災時にマンションから避難所に移動するまでの路上の安全を確保する方策を地域住民とともに検討するなど、地域との接点を通じたマンションの自主的な防災対策を促すような制度の構築を目指し、あらためて検証すべきであると考える。
■提言 10
　現行では分譲マンションのみが助成の対象となっているが、マンションの所有形態による区別をなくし、広くマンション住民の安全を確保するという観点から、賃貸についても、この施策を広げることが検討されるべきである。その際、事業主に一定の負担を求めることも考えられる。
■提言 11
　防災対策における積極的な効果を考えると、住民・事業者等による一部自己負担が生じても、幅広く配付するというやり方も考えられる。例えば、現行ではマンション各棟に１個までは区が費用負担することになっているが、２台目以降についても、自己負担を原則としつつ、一部を区が負担するなどすれば、自主的な整備が一層促進されると考えられる。
■提言 12
　当該設備等の有用性を区民に周知するためにも、区有施設への整備を率先して行う必要があると考えられる

（基本的認識）
　区はこれまで、賃貸マンションへの補助については、業を営む者への補助として捉え、事業者の自主努力の範囲であると考えていた。しかしながら、「自助の向上」という防災対策本来の目的と照らし、また、賃貸であっても区民が居住していることに変わりはなく、区民の安全安心につながるとの判断から、賃貸マンションも対象とすることとした。
　なお、マンション備蓄補助と同様の補助を町会、事業所を対象に行っており、これらの事業との整合を考慮した制度の見直しを行う。
　具体的には、町会からなる地域防災組織への補助がある。組織の結成時に別途補助を行う点は異なるが、備蓄物資購入に対しての補助を定期的に行っている類似事業である。年１回の申請が可能で、防災資器材整備に要する経費の４分の３、１０万円を限度に助成している（ただし、東日本大震災を踏まえ、更

なる自助の促進を迅速に進めるため、平成２４年度から２年間に限って補助の上限額を２０万円に引き上げる）。
　また、事業所に対して備蓄物資購入費用の一部を助成する類似事業がある。対象は、従業員５名以上３００人未満の企業等で、助成額は対象経費の２分の１で、上限は１０万円で３年毎に申請できる。
　これらの整合を考慮した制度の見直しを行う。

（要件緩和・PR）
　震災後の問合せが大幅に増えており、潜在的な需用は相当見込まれる。この機を捉えて、より利用しやすく、わかりやすい制度となるよう、補助要件の緩和の検討や、広範かつ繰り返しの周知を行うなどの改善を進めていく。
　具体的には、備蓄物資購入経費の助成については、分譲マンションだけでなく賃貸マンションも助成対象に加え、これまで１回限りだった助成が３年毎に申請できることとした。
　これにより、エレベーター用備蓄キャビネット配付事業による各マンション１台の配備に加え、本備蓄助成事業を利用し、一部費用負担により任意でキャビネットを追加配備することが可能となった。
　さらに、町会加入等を必須とせず（加入の有無で助成割合に差異を設ける）、マンション防災計画の策定を新たに要件に加えた。
　周知方法については、区広報及びホームページだけでなく、まちみらい千代田と連携を取りながらマンション理事長会やマンション宛の郵送の際に周知用パンフレットを入れるなど、繰り返し周知を行っていく。

（効果把握）
　本事業の目的は、自主防災を促進し、平時よりエレベーター閉じ込めへの不安を解消するとともに、有事の際のキャビネットの利用により災害を乗り切ることである。本事業実施後にマンションの自主防災がさらに促進することも期待できるが、自主防災は時間をかけて様々な要素により根付いていくものであり、本事業のみに起因する効果を把握することは困難であると考える。
　また、仮に効果が把握できたとしても、その結果を本事業に活かす余地が少ないと思われることなどから、効果把握までは考えていない。

（AED）
　AED の貸与は平時・災害時の救急対策のため実施している。従って、主たる事業目的は「防災」ではなく「救命救急対策の促進」であるが、他のマンション防災対策とあわせた一体的な事業運営により、効果的・効率的に執行できるものと考えている。
　区が貸与した AED については、現在のところ利用実績は無いが、事業としては、平時の安心感につながること、万一の際の利用のために配備しているものである。

なお、各マンション３名以上の普通救命講習の受講、AED が居住者以外の利用も可能な場所に設置してあること、設置箇所および入り口（通行人が容易に確認できる場所）に AED 設置の表示をすることなどを貸与の要件としている。

（区有施設への設置）

区有施設への設置については必要と考えており、庁内所管部署と調整の上、検討を進めていく。

なお、建築基準法では、エレベーターの固定荷重や積載荷重、安全面に関する基準を規定しているが、エレベーター内部に物を置くことについての規定はなく、本事業を実施するに当たり、法的に問題は無いものと考えている。

平成２３年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

９　生活環境改善推進

■提言１

８年間に及ぶ（巡回パトロール等の）取組により路上喫煙やポイ捨てに対して一定の抑止力が働いていると思われる。こうした抑止力効果を活かしつつ、できる限りメリハリを利かせて実施するなど、パトロールにかかるコストを削減するための検討が必要である。例えば、一か月間パトロールを行わなかった場合に、どの程度吸殻のポイ捨てが増加するかなど、生活環境の改善にどのような影響があるのかについて調査を行い、その結果をもとに、巡回パトロール箇所の重点化を図るなど効率性を高める等の工夫が考えられる。８年間の取組により一定の改善が見られる中で、今後も同様のコストをかけ続ける必要があるか否かの検討が必要な段階であると考えられる。

■提言２

路上喫煙については、喫煙者の中には区民もいることから、禁止ありきではなく、分煙化による対応を基本とすべきである。よって、過料収入は、喫煙所の設置など分煙化を推進するための事業等に使途を限定するなど、受益と負担の一致による適正化を図ることが望ましい。

■提言３

新たに生じた課題（例えば、公園内での喫煙など）への対策が、公園における喫煙スペースの創出という、子どもにとっての「安全で快適な生活環境の整備」と矛盾するかのようなかたちで講じられている点については、一考の余地がある。この点については、受動喫煙の防止を謳う健康増進法制定の趣旨を踏まえ、本事業や条例の目的及び対象をあらためて精査し、必要であれば、条例の見直し等も視野に入れて検討する必要がある。

（基本的認識）

区は、平成 14 年 10 月の生活環境条例施行により、一定のルールを設けて社会全体の意識を変えていくことを目指してきた。本来的には、「ポイ捨て」や「歩きタバコ」はマナー・モラルの問題であり、区としてもマナーへの原点回帰を目指しているところであるが、いまだに毎月 500 件前後の過料処分がある。また、裏通り等の広範囲な取締り要望がある中で、一定期間パトロールを中止することは現実的に困難である。

「パトロールにかかるコストを削減し、巡回地区の重点化により効率性を高める工夫が必要」とのご指摘であるが、現在も区民の意見を取り入れ、要望箇所を重点的に巡回するなど効率化をすでに図っている。

しかし前述のとおり、広範囲な取締り要望がある現状では、区内全域を広く巡回し、区民や喫煙者に本ルールを知ってもらうことも重要であり、コストを削減するかたちでのパトロール効率化は困難であると考えている。

（受益と負担の一致）

生活環境条例は、喫煙者と非喫煙者の共生を掲げており、「禁止ありき」ということではない。しかし、喫煙所が不足しているのも事実であり、整備していく必要があると認識している。ご指摘のあった過料収入の使途限定については、区の会計処理上、喫煙所の設置事業等に限定し使用することはできないが、今後も屋内喫煙所設置助成事業や公園の分煙整備等を推進し、喫煙所の確保に努めていく。なお、屋内喫煙所設置助成事業については、過料収入（平成 22 年度 8,874,000 円）以上の額を予算計上しているところである（平成 24 年度予算 14,488,000 円）。

（公園の分煙化）

区で設置している受動喫煙防止対策検討委員会（※）では、基本方針として公園は基本的に分煙化が望ましいとしているところであるが、平成 24 年５、６月に「公園利用実態調査」を行い、調査結果を踏まえ公園の禁煙化・分煙化を検討し整備していく。

なお、健康増進法は、生活環境条例施行後に制定されたものであり、本事業や条例の目的と合致するものではないので、受動喫煙の問題を本事業で全て対応することは難しく、受動喫煙対策については、受動喫煙防止対策検討委員会の中で総合的に検討していく必要があると考えている。

※ 受動喫煙防止対策検討委員会

平成 15 年に施行された健康増進法第 25 条により「多数の者が利用する施設を管理する者は受動喫煙防止対策に努める」こととされており、本区においては区立施設の分煙化を進めてきたところである。その後、平成 22 年２月に厚生労働省健康局長から「受動喫煙防止対策について」が通知され、「公共的空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」との基本的な方向性が示された。これを受けて、関係部課長による「受動喫煙防止対策検討委員会」が設置され、区立施設の受動喫煙防止対策について検討を行っている。

平成23年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書

10　ヒートアイランド対策の推進

■提言１
　区が保有する施設等で自ら取り組む対策は、事業実施主体として率先して範を示す観点からも妥当であるといえる一方、区民や事業者が主体となって取り組む対策については、ヒートアイランド対策の財政的規模や空間的効果を考慮すると、区は啓発的な役割を担う位置づけにとどまることが妥当ではないか。
■提言２
　千代田区だけではなく、国や都、民間事業者、地域住民など、あらゆる関係者を巻き込んだ政策の推進が必要である。
■提言３
　助成制度の申請実績を見ると、屋上緑化（固定基盤）で、20 年度の４件以外は毎年１件という実績のほか、高反射率塗装では平成 20 年度の４件から平成 21 年度は件数としては７件ではあるが面積では 706.2 ㎡、平成 22 年度で４件にとどまっている。壁面緑化に関しては実績なしが続いており、日射調整フィルムを除き、全般的に低迷していると言わざるを得ない。この点については、助成対象・要件などについて何らかの構造的・手続き的な障害があると考える。対象、ニーズ、要件、金額、周知などについて、あらためて検証する必要がある。
■提言４
　ハード面からのヒートアイランド対策を見ると、屋上緑化や壁面緑化の助成事業等は、申請件数が少なく、執行率が低い状況が続いているため、予算の適正配分の観点から、実績に見合う予算措置を行うことが望ましい。
■提言５
　本事業の主要部分を占める各種助成制度については、利用率が低迷している状況を踏まえ、同じ規模の予算を措置するのであれば、費用対効果の高い助成対象に特化するなど、従来の助成制度の検証による何らかの改善が必要である。
■提言６
　区の地球温暖化対策、緑化推進、省エネ対策等の関連施策の中で、対象や効果が重なるものとの関連を把握し、一体的に事業を推進すべきと考える。また、街路樹の再生・整備や道路・公園への保水・透水性舗装の整備など、まちづくり事業などとの連携による、民間事業者も巻き込んだ事業展開が望ましい。
■提言７
　普及啓発効果の視点からも、個人や個別団体の行動促進策として、場所や回数が限られたこうしたイベントによる対応が適切であるかについても、あわせて検討する必要がある

■提言８

ヒートアイランド対策は壮大な事業であるはずが、本事業を見ると、あまりにも予算規模が小さく、その割に関連事業数が多い。ここであらためて、区としての目的や事業の優先順位を明確化して、事業を再構築する必要がある。その上で、区民に対しては、普及啓発事業を中心に区として取り組んでいくことを示し、事業者に対しては、国・都と効果的に連携していくというように、事業者向けの事業と区民向けの事業を色分け・選別することが必要である。

■提言９

平成 22 年度は「緑の実態調査」や「熱分布調査」などの調査業務により事業費が増加している。こうした調査は実施して終わりではなく、事業とヒートアイランド現象の緩和との因果関係の検証のため、一定期間ごとに継続的に行い、施策や事業に着実に反映していくことが重要である。

（基本的認識）

ヒートアイランド対策は、都市全体で見れば喫緊の課題であるが、区の財政規模が及ぼしうる効果は、限定的と考えられる。このため、区の直接的な緑化推進や、民間部門への間接的な支援だけではなく、民間部門自らによる自主的な取組みが重要と考えている。

こうした考えのもと、例えば普及啓発のための「打ち水大作戦」については、これまでは区主催で認知度の向上を主目的に実施してきたが、平成 24 年度からは、より自主的な取組みを普及・促進するため、用具の貸し出しや運営の人的補助など、地域毎の取組みを支援するかたちで実施することにしている。

このような町会や各種団体による打ち水イベントへの用具貸し出しやゴーヤ苗配布による緑のカーテン事業、建築主に環境配慮について自主的な取組みを促す建築物環境計画書制度などにより、民間部門における普及啓発を進めつつ、規模的な効果が期待される大規模再開発や一定規模以上の建物新築時などにおいては、緑化推進要綱や総合設計制度等において、一定の緑化を義務付けるなど、規制的な手法も活用して、民間部門における自主的な取組みを促しているところである。

外部評価においては、「予算規模の割に関連事業数が多い。」という指摘がされている。ヒートアイランド対策の実効性を確保するためには、多面的な取組みが不可欠であり、事業メニューが広範かつ一定数に及ぶことは避けられないと考えるが、各事業部門の連携を強化し、事業の重複や執行体制の無駄が生じることがないよう、今後も点検と見直しに取り組んでいきたい。

既存建築物、特に、中小規模の建築物におけるヒートアイランド対策については、規制的手法がとりにくく、また、自発的な取組みのインセンティブも低い。

このため、主に中小規模の既存建築物を中心にヒートアイランド対策の取組みを支援しているところである。助成事業については、国や都は実施しておらず、地方自治体まかせの現状であるため、メニューや手法の見直しを図りつつ、

存置することが妥当であると判断した。

（助成実績の改善に向けた 24 年度の取組み）
　しかし、外部評価の指摘のとおり、執行率が低い点は課題であり、現状においては、本事業が、既存建築物における対策推進に対し寄与度が低い状況にある。
　そこで、平成 24 年度予算案においては、助成単価の見直しにより、利用実績の改善が見込めるメニュー（屋上・敷地内緑化助成）について、他区の設定条件や助成実績などを参考に、助成の拡大を図る。また、需要の少ないメニュー（空調室外機対策助成）については、空調機自体の省エネ・高効率化のために更新を促す施策に転換することで、助成を終了することとした。

（費用対効果についての認識と今後の検証）
　助成単価の見直しは、費用対効果にも十分留意する必要があるが、例えば、「緑地を何㎡増やせば、都市全体の平均気温が 0.1 度低下する。」といった定量的な効果の把握・検証が困難である。しかし、千代田区の地価情勢などを踏まえれば、区が用地取得などの直接的投資により緑化を推進するコスト（約 455 万円／㎡）と比較すれば、3万円／㎡（上限 200 万円）は、他区の助成要件などと比較しても、区民理解が得られる水準であると考えている。
　また、助成制度の利用による屋上の緑化や高反射率塗装、窓の日射調整フィルムの普及は、ヒートアイランド対策全体における直接的効果は小さいと考えられるが、施工した部分は周囲に比べ表面温度が 3～5℃低くなり、導入した各事業主や家庭においては、「空調負荷の軽減による電気使用量の削減」といった目に見えるかたちでの経済的効果をもたらすため、あくまで副次的効果ではあるが、助成利用者自身の意識啓発だけではなく、口コミ等による波及効果も期待される。

　ただし、助成を際限なく継続・拡大すれば、財政負担の増大は避けられない。また、助成制度が、単なる経済的支援に終始してはならない。
　このため、今後数年間において、まずは助成要件の見直しによる利用実績の増加に努め、その成果について検証を行うこととし、検証の中で、例えば、社会的機運の高まりなどにより、民間部門における自発的な対応が一定程度期待できる状況になるなど、助成を行う意義や効果が低下したと判断される場合は、廃止を含めた抜本的な見直しを行っていくこととしたい。
　さらに今後は、5年毎を目処に実施する「緑の実態調査」及び「熱分布調査」の結果を活用し、助成実施箇所の効果検証や項目の見直しなど、制度改善に結びつけていく。

平成23年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書　指標反映結果一覧（1）

事業名	平成22年度の指標	目標値	見直し後の指標	目標値	見直しの考え方
地域コミュニティ活性化事業	地域コミュニティ活性化事業実施事業数	8件	実行委員会参加者のうち、40歳未満の方の割合	25%	□「新たなリーダーの掘り起こし」の成果を確認する指標として、実行委員会参加者のうち、40歳未満の人の参加割合を指標として設定した。 □平成22年度実行委員会参加者のうち40歳未満の参加割合の19.6%を基に算出。世代交代も含め、40歳未満の参加割合を現在の5人に1人から4人に1人になるよう目標値を25%に設定した。
新・消費生活支援事業	① スタンプカード利用率（交換率） ② 懸賞はがき配付枚数	① 90% ② 350,000枚	① スタンプカード換金増加率 ② 懸賞はがき応募増加率	① 5%増（45.6%） ② 5%増（47.6%）	□本格的なアウトカム指標の採用については平成24年度中に検討する。 □本事業が区民による区内商店街での消費に普実に結びついていることを確認する指標として、スタンプカードについては「換金増加率」、懸賞はがきについては「応募増加率」に指標を変更した。 □目標値は平成22年度の実績値を基に、加盟店の増加も見込んで5%増の設定とした。
風ぐるま（地域福祉タクシー）	① 年間利用者数（乗合事業） ② 年間利用者数（貸切事業）	① 100,000人 ② 3,455件	風ぐるま利用者の満足度	80%	□事業成果を的確に評価するため、風ぐるまの利用者満足度を指標として設定した。 □現在、満足度を図るアンケート調査を行っておらず、平成23年度中に実施する予定であるため、目標値の設定に当たっては、外部評価のために実施した「区民アンケート調査」で「事業を評価できる」と回答した割合 59.4%を基準に目標値を設定した。
在宅支援ホームヘルプサービス	① 登録者数 ② 利用件数（実人数）	① 247人 ② 160人	介護度の維持・改善の割合	78%	□本事業の成果をより的確に把握するため、利用者の介護度が1年前と比べ「維持・改善できている人の割合」を指標に設定した。 □なお、「介護度の維持・改善割合」は、データ集計を始めてから日が浅く、年度によりある程度の変動幅が見込まれるため、平成23年度の実績値と同じ78%に設定しているが、24年度以降、複数年度の実績を検証することにより、事業及び目標値の見直しを図っていく。
各種健診・がん検診	① 国保健診受診率 ② 特定保健指導利用率 ③ 検診受診率 ④ がん検診精密検査受診率	① 60% ② 40% ③ 30% ④ 70%	① 国保健診受診率 ② 特定保健指導利用率 ③ 検診受診率 ④ がん検診精密検査受診率 ⑤ 内臓脂肪症候群該当者及び予備軍者の減少率	① 65% ② 45% ③ 30% ④ 70% ⑤ 平成20年度比10%減	□早期発見による死亡率の低下や医療費の削減効果等の分析は行っておらず、現時点ではアウトカム指標にできないため、「受診率」を指標とした。今後は、アウトカム指標の設定を目指し、分析・検証の方法を検討していく。 □国保健診と特定保健指導は、国が定めた基準により指標・目標値を設定しており、平成24年度は、「内臓脂肪症候群該当者及び予備軍者の減少率」を加えた。 □なお、がん検診受診率の目標値30%は、23年度調査の結果、本区では職場のがん検診や人間ドック等を受けている方が多いことがわかったためこの値に設定した。 □精密検査受診率の目標値 70%は、これまでの受診率実績をもとにがん予防推進部会にて設定した。

平成23年度外部からの事務事業評価　反映状況報告書　指標反映結果一覧（2）

事業名	平成22年度の指標	目標値	見直し後の指標	目標値	見直しの考え方
次世代育成住宅助成	① 親元近居 新規利用世帯数 ② 区内転居 新規利用世帯数	① 50世帯 ② 50世帯	利用世帯の定住率	75%	□利用世帯が、助成終了後も中長期的に区内に定住することを成果ととらえ、平成24年度より利用世帯の定住状況に関する追跡調査を実施し、定住率を明確にすることとした。 □これまでの住宅助成制度実績（推定定住率60~70%）を基に、利用世帯の4分の3以上の定住を目指して定住率75%を目標値として設定する。
帰宅困難者防災訓練	訓練参加者数	3,500人	シェイクアウト訓練 参加者数	12,000人	□防災訓練の効果は把握が難しいことからアウトプット指標を採用したが、平成24年度中にアウトカム指標の採用も検討する。 □平成23年度から、本事業の実施形態を関係機関との情報伝達や帰宅困難者一時受入れ施設の運営など、実践的な内容に改めた。また、訓練のはじめに「一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）」を行って幅広い参加を求めることとし、初年度目標値の12倍にあたる12,000人を目標値に設定した。なお、今後の目標値設定に当たっては、23年度以降の実績値を基に、段階的に引き上げていく予定である。
マンション防災対策	① エレベーター内非常用キャビネット配付 ② AEDの貸与 ③ 備蓄物資助成	① 30台 ② 10台 ③ 20団体	① エレベーター内非常用キャビネット申請件数 ② AEDの申請件数 ③ 災害用備蓄物資補助金交付申請件数	① 15件 ② 5件 ③ 20件	□今回は、少しでも区民目線のアウトカム指標に近づける観点から、指標名を「配付」「貸与」等の区側の表現から、「申請件数」に統一した。 □今後は、まちみらい千代田や庁内関係部署と連携し、周知を強化して利用の拡大を図り、マンションの自助を促進するとともに、アウトカム指標の採用を検討していく。 □「エレベーター内非常用キャビネット申請件数」等の目標値件数は、これまでの実績値や整備状況、補助要件の緩和などの状況を踏まえて設定した。
生活環境改善推進	① 区面積に対する指定地区面積の割合（皇居を除く） ② 合同パトロールの年間実施回数 ③ 合同パトロールの1回あたりの年間平均参加人数	① 100% ② 120回 ③ 42.0人	① 年間過料処分件数減少率 ② 定点観測によるポイ捨て吸い殻本数（平均値） ③ 合同パトロール1回あたりの年間平均参加人数	① 5%削減（5,890件） ② 7本 ③ 45.0人	□本条例の区民への周知度を測る観点で有効であると考え、「年間過料処分件数減少率」を指標に追加し、目標値は、過去の過料処分件数の推移から平成23年度は6,200件と見込み、その5%削減と設定した。 □アウトカム指標として「定点観測によるポイ捨て吸い殻本数」を設定した。 □定点観測4箇所の平均値7本の目標値設定は、過去3ヵ年の実績値平均約7.2本から設定した。 □「合同パトロール1回あたりの年間平均参加人数」は、地域コミュニティの活性化を数値で表わすのに適した指標と考え設定した。
ヒートアイランド対策の推進	① 緑のカーテンモニター ② ヒートアイランド対策助成申請件数	① 50件 ② 20件	新たに生まれた緑化面積 （ヒートアイランド対策助成及び緑化計画書による緑化面積）	15,000㎡ （外濠公園グランドの約2.5倍）	□ヒートアイランド現象の緩和効果は把握が難しいことからアウトプット指標を採用したが、平成24年度中にアウトカム指標の採用も検討する。 □ヒートアイランド現象緩和の中間効果を把握する指標として、「新たに生まれた緑化面積」を指標に採用した。 □目標値は、昨年実施した「緑の実態調査」において、年平均10,000㎡程度の緑地が増加していたことから、普及啓発事業や民間開発時の緑化指導の強化による緑化促進を見込み、15,000㎡（外濠公園グランド部の面積の約2.5倍）とした。